

2020 年第 178 號法律公告

《2020 年水務設施 (修訂) 規例》

(由行政長官會同行政會議根據《水務設施條例》(第 102 章) 第 37 條及《釋義及通則條例》(第 1 章) 第 29 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2020 年 12 月 1 日起實施。

2. 修訂《水務設施規例》

《水務設施規例》(第 102 章, 附屬法例 A) 現予修訂, 修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 46AB 條 (寬免在 2019 年 12 月至 2020 年 11 月期間就若干非住宅用途供應淡水的收費)

(1) 第 46AB 條, 標題——

廢除

“2020 年 11”

代以

“2021 年 3”。

(2) 第 46AB(4)(a) 及 (b) 條——

廢除

“本條的生效日期”

代以

“2020 年 4 月 29 日”。

(3) 第 46AB(5) 條, 寬免期的定義——

廢除

《2020 年水務設施 (修訂) 規例》

2020 年第 178 號法律公告
B3036

第 3 條

“2020 年 11 月 30 日 (該兩日亦包括在內)”

代以

“2021 年 3 月 31 日 (包括該兩日)”。

行政會議秘書
梁蘊儀

行政會議廳

2020 年 9 月 22 日

註釋

《水務設施規例》(第 102 章, 附屬法例 A) 第 46AB 條規定, 寬免在 2019 年 12 月至 2020 年 11 月期間為若干非住宅用途供應的淡水的收費。

2. 本規例修訂上述第 46AB 條, 將上述寬免延長 4 個月至 2021 年 3 月。